



大切な家族のためにできること

～ ‘想い’を伝える相続～

4月25日（土） 14:00～16:00

参加費：無料

開催場所：リハビリ特化型デイサービス takk (タック)

〒651-1111 神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20 山神ビル103

TEL:078-5931395

認知症の親の介護を経験して

認知症ケア専門士・介護福祉士 津野 明美

相続による遺産分割

ライフインシュアランス コンサルタント 米田 昌史

相続を『争族』にしない！

～「今」しておくべき3つのこと～

司法書士・行政書士 糸野 慎一郎

☆テーマ

1. 認知症になったら遺言書が書けないって、ホント？
2. 認知症になったら贈与ができないって、ホント？
3. 成年後見人が登場すると家族でも預金を引き出せないって、ホント？

近年、日本の高齢化が進み認知症の人口も年々右肩上がりになっている事はご存じかと思います。士業の先生方への相談も相続対策をする前に認知症が発症してしまい、『相続対策が出来ていない』という内容が急激に増加しているようです。実際、家庭裁判所での相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えています。今回はそのような現状を踏まえ、三部構成でそれぞれの分野での専門家からのセミナー兼相談会を行います。まずはご自身やご家族の状況を踏まえ、お気軽に参加して頂ければと思っております。

主催 株式会社アセットセイバー 取締役 米田 昌史

